

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第6章 略</p> <p>第7章 一般廃棄物の処理等</p> <p>第28条から第36条 略</p> <p>(事業者の処理)</p> <p>第37条 町長は、1回につき80リットルを超える量又は1回につき12キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、法第3条第1項の規定により、その全量を自らの責任において適正に処理するよう命ずるものとする。<u>ただし、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>第38条から第42条 略</p> <p>第8章から第12章 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第6章 略</p> <p>第7章 一般廃棄物の処理等</p> <p>第28条から第36条 略</p> <p>(事業者の処理)</p> <p>第37条 町長は、1回につき80リットルを超える量又は1回につき12キログラムを超える量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、法第3条第1項の規定により、その全量を自らの責任において適正に処理するよう命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第38条から第42条 略</p> <p>第8章から第12章 略</p> <p>別表 略</p>